

「はいこちら企業の労働
110番です」。電話は、
ある企業の総務担当者か
らのご相談でした。

「退職日が決まっている
社員が、退職日近くになつ
て『年次有給休暇を取得し

数の通知の必要性と、買
取りは法律違反にならない
か確認したい」との問い合わせ
でした。

そこで、通達等を確認す
るためのお時間をいただき
ました。

そこで、通達等を確認す
るためのお時間をいただき
ました。

7の規定により、年次有給
休暇管理簿の作成が義務付
けられているところ、使用
者は年次有給休暇管理簿の
作成のみならず年次有給休
暇の管理簿の確認を行い、
年次有給休暇の取得状況を
労働者及び当該労働者の業
務の遂行を指揮する職務上
の地位に当たる者に周知す

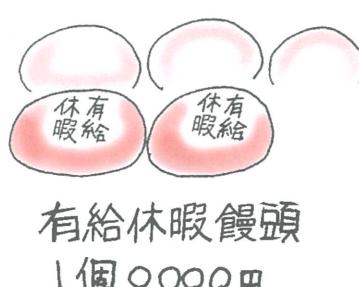
り、年次有給休暇の買い上
げの予約をし、これに基づ
いて法第39条の規定により
請求し得る年次有給休暇の
日数を減じ、または請求さ
れた日数を与えないことは
法第39条の違反である。

（昭和30年11月30日基
收4718号）

（昭和23年10月15日基
收3650号）、法定
日数でも、2年間の時
効によって消滅するも
のを2年間の経過後に

し、かしながら、会社
で労働基準法を上回つ
て法定外に付与してい
る日数分の買い上げ

（昭和23年10月15日基
收3650号）、法定
日数でも、2年間の時
効によって消滅するも
のを2年間の経過後に



名北協会相談員日誌 108

「ちがう企業の労働110番です」



(一社)名北労働基準協会 上席労働相談室長

社会保険労務士
労働安全コンサルタント 武 洋三

年次有給休暇の買い取り

【通知義務について】

■労働時間等 設定改善指針

（平成20年3
月24日厚生労
働省告示第1
08号）

年次有給休
暇の管理簿の
作成・周知
年次有給休
暇の取得促進
を図るにあた
つては、労働
者にのみなら
ず、当該労働
者の業務の遂行を指揮命令
する職務上の地位にある者
も当該労働者の年次有給休
暇の取得状況を把握するこ
とが重要である。労働基準
法施行規則（昭和22年厚生
労働省令第23号）第24条の
有給休暇の付与日数、残日
ても消化できなかつた数日
分を買ってほしい」と
言つてきた。社内でも協議
したが法律にないのだから
『買い取りの義務は無い』
と伝えたが、念の為、年次
有給休暇の付与日数、残日

ること。また、指揮命令す
る職務上の地位に当たる者
は、（中略）取得促進に管
理簿を活用することになつ
ている。

更に、平成31年4月1日
より年5日の年次有給休暇
の確実な取得のため、年次
有給休暇の管理簿の作成・

周知が必要となつてきて
いることから、トラブ
ルを避けるため労働者に通
知することが望ましい。

る。

年次有給休暇の買い取り
について

「年次有給休暇の買い上
げの予約をし、これに基づ
いて法第39条の規定により
請求し得る年次有給休暇の
日数を減じ、または請求さ
れた日数を与えないことは
法第39条の違反である。

（昭和30年11月30日基
收4718号）

（昭和23年10月15日基
收3650号）、法定
日数でも、2年間の時
効によって消滅するも
のを2年間の経過後に

らなければならない）にな
つてはならないことから、トラブ
ルを避けるため労働者に通
知することが望ましい。

周知がされていれば、有
給休暇の退職時の買い上
げは会社側の任意の判断（買
い取り義務なし）、周知が
不十分な場合は、法的根拠
はないが指針で示されてい
ることから行政指導の対象
となり、また、労働トラブル
の元にもなりかねません。
そこで、年次有給休暇残
日数の周知と（通知が望ま
しい）、退職する際の未消
化の年次有給休暇の任意の
買い上げは法律違反になら
ないことをお伝えしました。

愛知県下各労働基準協会
では、各種関係法令を体系
的に学ぶ労働実務専門講座
「基礎法令コース4日間」
を令和2年1月より開催い
たします。詳しくは、当協
会HP、もしくは総合受付
（052-961-1666）までお問い合わせく
ださい。